

令和6年6月市議会定例会議 経済民生常任委員会資料

議案第97号	福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 2 頁
議案第98号	東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 11 頁
議案第76号	令和6年度福島市一般会計補正予算（第1号）	・・・ 17 頁
議案第77号	令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）	・・・ 20 頁
議案第79号	令和6年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）	・・・ 26 頁

議案第97号

福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書P59～P60)

福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)要旨

1 改正する項目

- (1) 国民健康保険税の課税限度額の改正
- (2) 国民健康保険税の軽減判定所得の基準額の改正
- (3) 税率の改正

2 改正の概要

(1) 課税限度額の改正(第3条3項、第14条1項)

高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の増嵩が見込まれているが、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、所得が高い加入者の負担を増やすことで、中間所得層の保険税の負担上昇を緩和するために賦課限度額を引き上げる。

下表のとおり後期高齢者支援金等課税額(支援分)を引き上げる。

区分	医療分	後期高齢者 支援金	介護分	計
現 行	65万円	22万円	17万円	104万円
増 額	変更なし	2万円	変更なし	2万円
改正(案)	65万円	24万円	17万円	106万円

参考：国民健康保険税課税限度額の推移

	医療分	後期高齢者 支援金	介護分	合計	前年度比較増額
令和2年度	63万円	19万円	17万円	99万円	3万円
令和3年度	63万円	19万円	17万円	99万円	-
令和4年度	65万円	20万円	17万円	102万円	3万円
令和5年度	65万円	22万円	17万円	104万円	2万円

下線部が前年度からの変更点

(2) 軽減判定所得の基準額の改正（第14条1項2号、3号）

物価上昇などの経済動向等を踏まえ、軽減を受けている世帯の範囲が縮小することのないよう国民健康保険税に係る5割、2割の軽減判定所得の基準額の見直しが行われたことをうけ改正を行う。

	現行	改正後
	令和4年中の所得が下記の金額以下の世帯	令和5年中の所得が下記の金額以下の世帯
7割軽減判定所得基準額	43万円 + 10万円×（給与所得者等の人数－1）	43万円 + 10万円×（給与所得者等の人数－1）
5割軽減判定所得基準額	43万円+10万円×（給与所得者等の人数－1） +（29万円×被保険者等の人数）	43万円+10万円×（給与所得者等の人数－1） +（29万5千円×被保険者等の人数）
2割軽減判定所得基準額	43万円+10万円×（給与所得者等の人数－1） +（53万5千円×被保険者等の人数）	43万円+10万円×（給与所得者等の人数－1） +（54万5千円×被保険者等の人数）

- ※1 給与所得者等：給与収入が55万円を超える給与所得者と公的年金等の収入金額が60万円（65歳未満）または125万円（65歳以上）を超える公的年金等に係る所得がある方
 ※2 給与所得者等の人数が2人以上の場合に加算される
 ※3 国民健康保険に加入中の者と特定同一世帯所属者（国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方で、移行後も世帯主と世帯構成が変わらない方）

(3) 税率の改正（第5条、第6条の2、第7条）

県が令和11年度に予定している国民健康保険の保険税水準の統一へ向けて、急激な保険税の負担増を緩和するために段階的に税率改正を行っており、医療分・支援分・介護分それぞれに所得割、均等割、平等割の賦課バランスを取ながら、適正な税率とするために改正を行う。

下表のとおり、医療分・支援分・介護分について改正する。

		医療分			支援分			介護分		
		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
現行 (令和5年度)	税率	6.50%	19,700	18,300	2.60%	7,800	7,200	2.60%	10,000	6,200
	割合	53.94%	29.02%	17.04%	53.70%	29.24%	17.06%	50.93%	31.70%	17.37%
改正案 (令和6年度)	税率	6.50%	20,700	18,300	2.50%	7,800	7,200	2.40%	10,000	6,200
	割合	53.24%	29.82%	16.94%	53.24%	29.35%	17.41%	49.29%	32.81%	17.90%
増減	税率	0.00%	1,000	0	△0.10%	0	0	△0.20%	0	0
	割合	△0.70%	0.80%	△0.10%	△0.46%	0.11%	0.35%	△1.64%	1.11%	0.53%
国が示す割合(令和6年度)		46.00%	37.80%	16.20%	46.00%	37.80%	16.20%	45.70%	38.00%	16.30%

3 条例施行予定日

公布の日から施行。

※改正後の国民健康保険税条例の規定は令和6年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については従前の例による。

4 改正による影響

(1) 課税限度額の改正による影響

課税限度額超過世帯における課税限度額引き上げ分の課税額が増加

- ・課税限度額超過世帯数 393世帯
- ・市全体で7, 177千円の増

(2) 軽減判定所得の基準額の改正による影響

軽減対象世帯が増加するため、課税額が減少

- ・軽減対象世帯数（増加分） 150世帯
- ・市全体で3, 852千円の減

(3) 税率の改正による影響

世帯構成や所得状況により世帯の負担は異なる（※ケース参照）

- ・市全体で5, 851千円の減

《ケース1》

- ・営業所得 300万円
- ・40代後半夫婦
- ・18歳未満の子ども2人(小中学生各1人)
合計4人世帯の場合

※上段:子ども均等割減免額等

(単位:円)

年度	所得割	均等割	平等割	計
令和6年度	292,900	△ 28,500 105,500	31,700	△ 28,500 430,100
令和5年度	300,600	△ 27,500 102,500	31,700	△ 27,500 434,800
差	△ 7,700	△ 1,000 3,000		△ 1,000 △ 4,700

《ケース2》

- ・営業所得 300万円
- ・30代前半夫婦
- ・18歳未満の子ども1人(未就学児1人)
合計3人世帯の場合

※上段:未就学児1／2減額

(単位:円)

年度	所得割	均等割	平等割	計
令和6年度	231,300	△ 14,250 71,200	25,500	△ 14,250 328,000
令和5年度	233,800	△ 13,700 68,700	25,500	△ 13,700 328,000
差	△ 2,500	△ 550 2,500		△ 550

《ケース3》

- ・給与収入 90万円
- ・60代前半夫婦
合計2人世帯の場合

※上段:法定7割軽減額

(単位:円)

年度	所得割	均等割	平等割	計
令和6年度	0	△ 53,900 23,100	△ 22,100 9,500	△ 76,000 32,600
令和5年度	0	△ 52,500 22,500	△ 22,100 9,500	△ 74,600 32,000
差	0	△ 1,400 600		△ 1,400 600

《ケース4》

(単位:円)

- ・営業所得 132万円
- ・20代後半夫婦

合計2人世帯の場合

※上段:法定2割軽減額

年度	所得割	均等割	平等割	計
令和6年度	80,100	△ 11,400 45,600	△ 5,100 20,400	△ 16,500 146,100
令和5年度	80,900	△ 11,000 44,000	△ 5,100 20,400	△ 16,100 145,300
差	△ 800	△ 400 1,600		△ 400 800

《ケース5》

(単位:円)

- ・公的年金収入 300万円
- ・60代後半夫婦

合計2人世帯の場合

年度	所得割	均等割	平等割	計
令和6年度	132,300	57,000	25,500	214,800
令和5年度	133,700	55,000	25,500	214,200
差	△ 1,400	2,000		600

【福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表（ ）が改正部分】

改正後	改正前
(課税額) 第3条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>20,700円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条の2 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第7条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.4</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険税の減額) 第14条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から	(課税額) 第3条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>19,700円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条の2 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.6</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第7条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.6</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険税の減額) 第14条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から

改正後	改正前
ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者にかぎる。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金所得等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>14,490円</u>	ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者にかぎる。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金所得等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>13,790円</u>

改正後	改正前
イ～カ (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>10,350円</u> イ～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,140円</u> イ～カ (略) 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割	イ～カ (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>9,850円</u> イ～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,940円</u> イ～カ (略) 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割

改正後	改正前
額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア 前項第１号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,105円</u> イ 前項第２号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,175円</u> ウ 前項第３号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,280円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>10,350円</u> （２）（略） ３ （略）	額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア 前項第１号アに規定する金額を減額した世帯 <u>2,955円</u> イ 前項第２号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,925円</u> ウ 前項第３号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,880円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>9,850円</u> （２）（略） ３ （略）

議案第98号

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書P61～P62)

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正する項目 減免適用期間の延長

2 条例改正の背景及び内容

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等における、被保険者等の国民健康保険税減免措置の取扱い等について、令和6年2月22日付け厚生労働省保険局の通知により、令和6年度の保険税の減免措置等に対する国の財政支援延長が示されたことから減免適用期間を延長するための改正を行う。

- (1) 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（平成27年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。）の被保険者の令和6年度相当分の保険税の全額。
- (2) 令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された、旧特定復興再生拠点区域の上位所得層の被保険者に係る、令和6年度の保険税の額のうち令和6年4月分から9月分までの保険税に相当する月割算定額。
- (3) 令和5年度末に資格を取得したことにより、令和6年4月以後に納期限が到来する令和5年度相当分の保険税額。
- (4) 地方税法第17条の5に基づき、減免適用期間を令和2年度から令和6年度までの間とし、保険税の減免にあたっては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までに納期の末日が到来する保険税の額に限り適用とする。

3 条例施行予定日
公布日から施行。

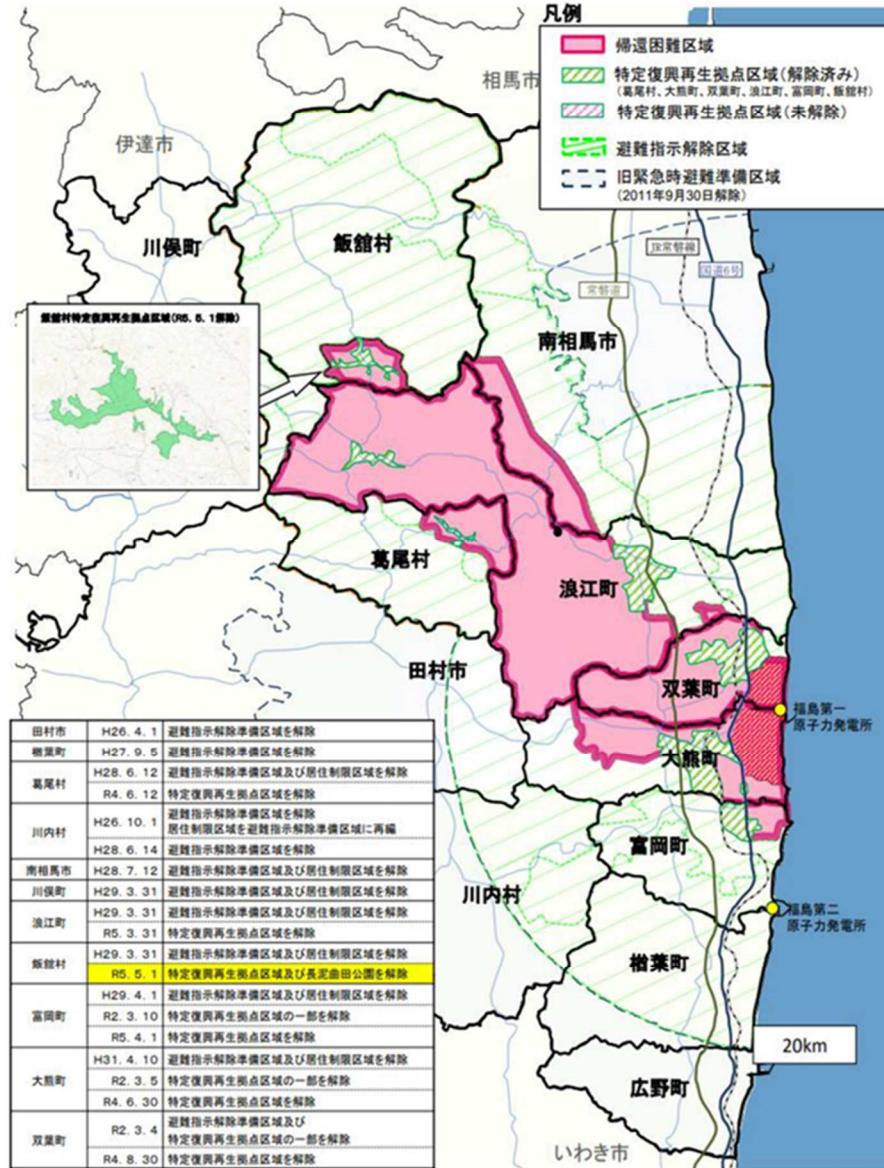
4 具体的な影響
震災当時、原子力災害に伴う避難指示区域等に居住し（現に当該区域に住所を有する者を含む。）、その後、転入により福島市の国民健康保険に加入した被保険者。

（1）対象者への影響
令和6年度相当分の国民健康保険税の減免を受けることができる。

（2）市への影響 （令和6月4月6日現在）
①影響の内容：上記の措置に伴い、国民健康保険税は減収となる。
②本条例に基づく減免額（見込み）：15,072千円 134世帯
③国民健康保険税の減収分は、全額国庫補助で賄われる見込み。
（復興特会（災害臨時特例補助金）2／10、特別調整交付金8／10）

避難指示区域の概念図

令和5年5月1日時点 飯館村の特定復興再生拠点区域の避難指示解除後



避難指示区域の概念図



【東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（ ）が改正部分】

改正後	改正前
(保険税の減免) 第2条 震災により被災した納税義務者の属する世帯の保険税については、次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減免する。 (1) 帰還困難区域（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示により平成25年までに指定され令和5年度までに指定が解除されていない区域）に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。） 保険税の全額 (2) <u>旧避難指示解除準備区域若しくは旧居住制限区域（それぞれ原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示により指定されていた区域をいう。以下同じ。）のうち令和元年度中に指定が解除された区域に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）又は旧特定復興再生拠点区域（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第6項の認定を受けた同条第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された区域のうち指定が解除された区域をいう。以下同じ。）のうち令和5年度までに指定が解除された区域に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）</u> 保険税の全額	(保険税の減免) 第2条 震災により被災した納税義務者の属する世帯の保険税については、次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減免する。 (1) 帰還困難区域（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により平成25年までに指示され令和5年4月1日までに解除されていない区域）に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。） 保険税の全額 (2) <u>旧避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされていた区域をいう。以下同じ。）及び旧居住制限区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされていた区域をいう。以下同じ。）のうち平成31年4月以降に解除された区域に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）又は旧帰還困難区域（帰還困難区域のうち令和5年4月1日までに解除された区域）に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）</u> 保険税の全額

改正後	改正前
2 (略) 附 則 1 (略) (保険税の減免適用期間の特例) 2 <u>令和2年度から令和6年度までの間における保険税の減免に当たっては、納税義務者に対し課し、又は課すべきであった保険税の額のうち、令和2年4月1日から令和7年3月31日までに納期の末日が到来する保険税の額に限り適用する。ただし、納税義務者が令和元年度中に指定が解除された旧避難指示解除準備区域若しくは旧居住制限区域又は旧特定復興再生拠点区域に居住していた者(現にこれらの区域に住所を有する者を含む。)</u>であって、市長が別に定める上位所得層に該当するものである場合の当該納税義務者が属する世帯は、<u>令和2年度の保険税の額のうち令和2年4月分から9月分までの保険税に相当する月割算定額に限り適用し、令和4年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(令和5年4月1日付けで指定が解除された区域を含む。)</u>に居住していた者(現にこれらの区域に住所を有する者を含む。)であって、市長が別に定める上位所得層に該当するものである場合の当該納税義務者が属する世帯は、<u>令和2年度から令和4年度までの保険税の額及び令和5年度の保険税額のうち令和5年4月分から9月分までの保険税に相当する月割算定額に限り適用し、令</u>	2 (略) 附 則 1 (略) (保険税の減免適用期間の特例) 2 <u>平成31年度から令和5年度までの間における保険税の減免に当たっては、納税義務者に対し課し、又は課すべきであった保険税の額のうち、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに納期の末日が到来する保険税の額に限り適用する。ただし、納税義務者が平成31年4月1日から令和2年3月31日までに指示が解除された旧居住制限区域、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに指示が解除された旧避難指示解除準備区域又は平成31年4月1日から令和2年3月31日までに指示が解除された旧帰還困難区域に居住していた者(現にこれらの区域に住所を有する者を含む。)</u>であって、市長が別に定める上位所得層に該当するものである場合の当該納税義務者が属する世帯は、<u>平成31年度の保険税の額及び令和2年度の保険税の額のうち令和2年4月分から9月分までに相当する保険税の額に限り適用し、令和4年4月1日から令和5年4月1日までに指示が解除された旧帰還困難区域に居住していた者(現にこれらの区域に住所を有する者を含む。)</u>であって、市長が別に定める上位所得層に該当するものである場合の当該納税義務者が属する世帯は、<u>平成31年度から令和4年度までの保険税の</u>

改正後	改正前
<u>和5年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(令和5年4月1日付けで指定が解除された区域を除く。)に居住していた者(現にこれらの区域に住所を有する者を含む。)</u>であって、市長が別に定める上位所得層に該当するものである場合の当該納税義務者が属する世帯は、<u>令和2年度から令和5年度までの保険税の額及び令和6年度の保険税額のうち令和6年4月分から9月分までの保険税に相当する月割算定額に限り適用する。</u> 3・4 (略)	<u>額及び令和5年度の保険税の額のうち令和5年4月分から9月分までに相当する保険税の額に限り適用する。</u> 3・4 (略)

議案第76号 令和6年度福島市一般会計補正予算（第1号）【国保年金課】

<歳 出> 補正予算説明書 P 8

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
3民生費 1社会福祉費 1社会福祉 総務費	1,965,297	△ 68,553	1,896,744	国△ 10,362 県 △ 3,040	-	-	△ 55,151	◇特別会計繰出金 △68,553千円 ○国民健康保険事業費特別会計繰出金 △68,553千円 【補正の内容等】 以下の事由により国民健康保険事業費特別会計への繰出金を減額するもの。 ・保険基盤安定繰出金(保険税軽減分) 2,855千円 国保税軽減額の増加等に伴う増額 (財源：県3/4・市1/4) ・保険基盤安定繰出金(保険者支援分) △21,093千円 国保税調定額の減少等に伴う減額 (財源：国1/2・県1/4・市1/4) ・未就学児均等割保険税繰出金 253千円 国保税軽減額の増加等に伴う増額 (財源：国1/2・県1/4・市1/4) ・産前産後保険税繰出金 116千円 国保税軽減額の増加等に伴う増額 (財源：国1/2・県1/4・市1/4) ・財政安定化支援事業繰出金 △50,684千円 国保税軽減世帯割合の減少等に伴う減額
※補正前の額及び計には財務部納税課分（55,184）含む				〈歳入内訳〉（補正予算説明書 P 5） 16款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 2節 保険基盤安定負担金 ・保険者支援分 △10,547 ・未就学児均等割 127 ・産前産後保険税軽減 58 17款 県支出金 1項 県負担金 1目 民生費県負担金 2節 保険基盤安定負担金 ・保険税軽減分 2,141 ・保険者支援分 △5,273 ・未就学児均等割 63 ・産前産後保険税軽減 29 ※財源は右記のとおり				

議案 第76号 令和6年度 福島市一般会計補正予算（第1号） （市民・文化スポーツ部所管分）

<歳 出> 補正予算説明書 P11 (単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国県 支出金	地方債	その他		
10 教育費 7 保健体育費 2 体育振興費	181,358	7,726	189,084	0	0	諸収入 7,726	0	◇体育振興費 7,726 ○パラスポーツ振興事業費 7,726

(1)補正概要

パラスポーツ(ボッチャ、パラパワーリフティング、デフフットサル)に関する用具等を購入し、障がいの有無にかかわらず持続的にスポーツを楽しむことが出来る環境を整備するとともに、先導的共生社会ホストタウンとしてパラスポーツへの関心を高め、パラ競技の合宿、大会誘致の拡充を図る。

【財源】

令和5年 スポーツ庁補正予算「障害者スポーツ実施環境の構築支援事業」
スキーム 国(補助) → 日本パラスポーツ協会 → 都道府県・市区町村・団体等へ事業委託金

●ボッチャ用具



○購入内容

- ・ボッチャボールセット 20セット
(日本ボッチャ協会公認)
- ・ボッチャシート2枚

○事業実績、予定

- R4・R5 年2回ボッチャ交流大会、
福島市長杯
- R6.5月 第1回福島市ボッチャ交流大会
- 7月 第2回福島市ボッチャ交流大会
- 9月 第3回福島市長杯ボッチャ大会

●フットサルゴール



○購入内容

- フットサルゴール 3対

○事業実績、予定

- R5.8 女子日本代表強化合宿
- R5.9 女子日本代表強化合宿
- R6.8 男子日本代表強化合宿
- R7.1 女子日本代表強化合宿

●パラパワーリフティング



○購入内容

- パラパワーリフティング用具一式

○事業実績、予定

- R2 代表合宿(7人)
- R3 コロナ禍で中止
- R4 代表合宿・体験会(42人)
- R5 体験会・記録会(50人)
- R6 代表合宿

●デジタル得点・時間表示板



○購入内容

- デジタル得点・時間表示板ほか

議案第77号 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

補正予算説明書 P15 ~ P20

【歳入】 (単位:千円)			
科目 \ 項目	補正前の額	補正額	計
01 国民健康保険税	4,385,002	△ 265,398	4,119,604
現年課税分	4,192,372	△ 265,398	3,926,974
滞納繰越分	192,630	-	192,630
02 使用料及び手数料	2	-	2
03 国庫支出金	9,181	32,861	42,042
04 県支出金	15,452,182	180	15,452,362
05 財産収入	201	-	201
06 繰入金	2,040,297	△ 68,553	1,971,744
07 繰越金	1	337,277	337,278
08 諸収入	51,061	-	51,061
歳入合計	21,937,927	36,367	21,974,294

【歳出】 (単位:千円)			
科目 \ 項目	補正前の額	補正額	計
01 総務費	441,974	38,641	480,615
02 保険給付費	15,308,546	-	15,308,546
03 国民健康保険事業費納付金	5,851,098	△ 2,274	5,848,824
04 保健事業費	252,056	-	252,056
05 基金積立金	201	-	201
06 公債費	1	-	1
07 諸支出金	34,051	-	34,051
08 予備費	50,000	-	50,000
歳出合計	21,937,927	36,367	21,974,294

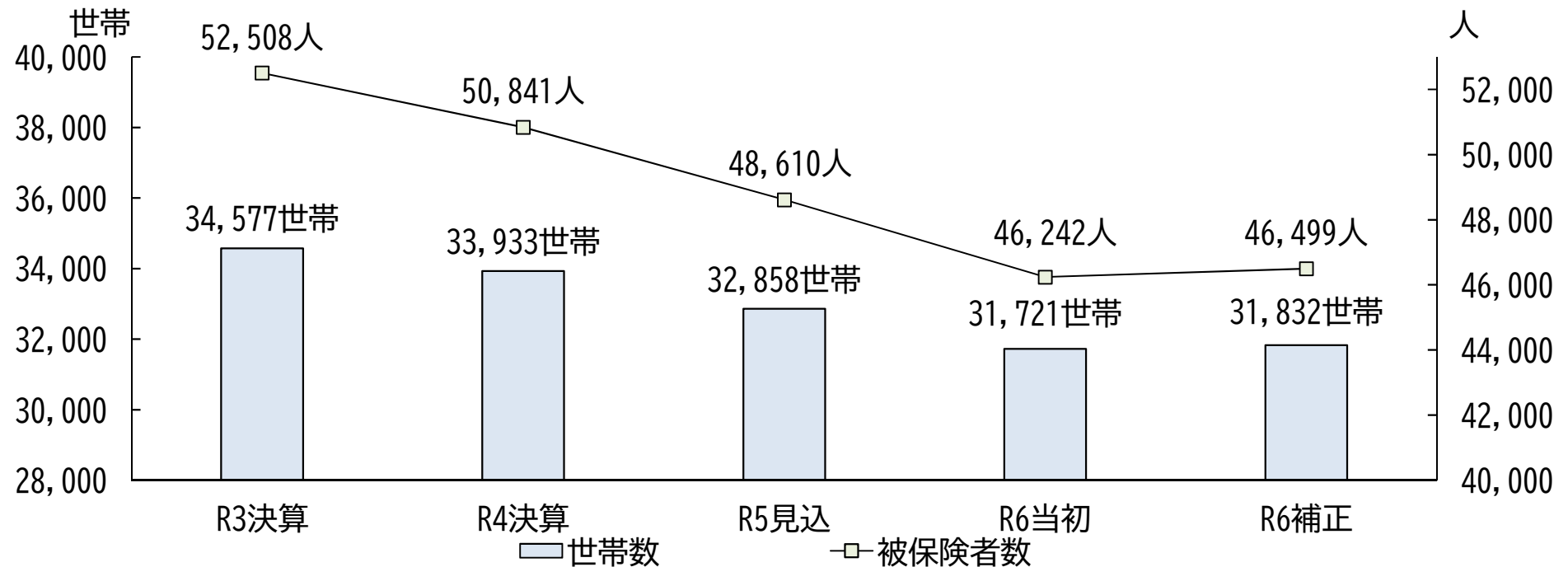
議案第77号 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

被保険者数と世帯数

（単位：人、世帯）

区分 \ 項目	当初予算	補正見込	増△減
被 保 険 者 数	46,242	46,499	257
世 帯 数	31,721	31,832	111

被保険者数と世帯数の推移



議案第77号 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P18 ~ P19

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	説 明																								
1国民健康 保険税 1国民健康 保険税 1国民健康 保険税	4,385,002	△ 265,398	4,119,604	◇国民健康保険税現年課税分 △265,398千円 被保険者数・世帯数・税率等の見直しに伴い減額するもの。 <table><tr><th>区分</th><th>補正前の額</th><th>補正額</th><th>計</th></tr><tr><td>1医療給付費分現年課税分</td><td>2,839,460</td><td>△ 237,280</td><td>2,602,180</td></tr><tr><td>2後期高齢者支援金等分現年課税分</td><td>1,016,833</td><td>△ 22,335</td><td>994,498</td></tr><tr><td>3介護納付金分現年課税分</td><td>336,079</td><td>△ 5,783</td><td>330,296</td></tr><tr><td>滞納繰越分合計</td><td>192,630</td><td>-</td><td>192,630</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,385,002</td><td>△ 265,398</td><td>4,119,604</td></tr></table>	区分	補正前の額	補正額	計	1医療給付費分現年課税分	2,839,460	△ 237,280	2,602,180	2後期高齢者支援金等分現年課税分	1,016,833	△ 22,335	994,498	3介護納付金分現年課税分	336,079	△ 5,783	330,296	滞納繰越分合計	192,630	-	192,630	合計	4,385,002	△ 265,398	4,119,604
区分	補正前の額	補正額	計																									
1医療給付費分現年課税分	2,839,460	△ 237,280	2,602,180																									
2後期高齢者支援金等分現年課税分	1,016,833	△ 22,335	994,498																									
3介護納付金分現年課税分	336,079	△ 5,783	330,296																									
滞納繰越分合計	192,630	-	192,630																									
合計	4,385,002	△ 265,398	4,119,604																									
3国庫支出金 1国庫補助金 2社会保障・ 税番号制度 システム 整備費補助金	9,181	32,861	42,042	◇国庫補助金 32,861千円 ・社会保障・税番号制度システム整備費補助金：マイナンバーカードと保険証の一体化に伴うシステム改修、 加入者情報の通知に伴うシステム改修に対する財政支援に基づく補助金の補正 <table><tr><th>区分</th><th>補正前の額</th><th>補正額</th><th>計</th></tr><tr><td>01災害臨時特例補助金</td><td>9,181</td><td>0</td><td>9,181</td></tr><tr><td>02社会保障・税番号制度システム整備費補助金</td><td>0</td><td>32,861</td><td>32,861</td></tr><tr><td>合計</td><td>9,181</td><td>32,861</td><td>42,042</td></tr></table>	区分	補正前の額	補正額	計	01災害臨時特例補助金	9,181	0	9,181	02社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	32,861	32,861	合計	9,181	32,861	42,042								
区分	補正前の額	補正額	計																									
01災害臨時特例補助金	9,181	0	9,181																									
02社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	32,861	32,861																									
合計	9,181	32,861	42,042																									

議案第77号 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P18 ~ P19

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	説 明																																
4県支出金 1県補助金 1保険給付費等 交付金	15,438,843	180	15,439,023	◇保険給付費等交付金 180千円 ・国特別調整交付金：マイナンバーカードと保険証の一体化の広報周知に伴う 財政支援に基づく特別交付金の補正 <table><tr><th>区分</th><th>補正前の額</th><th>補正額</th><th>計</th></tr><tr><td>1普通交付金</td><td>15,157,599</td><td>-</td><td>15,157,599</td></tr><tr><td>2特別交付金</td><td>281,244</td><td>180</td><td>281,424</td></tr><tr><td>1保険者努力支援分交付金</td><td>97,990</td><td>-</td><td>97,990</td></tr><tr><td>2国特別調整交付金</td><td>73,139</td><td>180</td><td>73,319</td></tr><tr><td>3県2号繰入金</td><td>40,934</td><td>-</td><td>40,934</td></tr><tr><td>4特定健康診査等負担金</td><td>69,181</td><td>-</td><td>69,181</td></tr><tr><td>合計</td><td>15,438,843</td><td>180</td><td>15,439,023</td></tr></table>	区分	補正前の額	補正額	計	1普通交付金	15,157,599	-	15,157,599	2特別交付金	281,244	180	281,424	1保険者努力支援分交付金	97,990	-	97,990	2国特別調整交付金	73,139	180	73,319	3県2号繰入金	40,934	-	40,934	4特定健康診査等負担金	69,181	-	69,181	合計	15,438,843	180	15,439,023
区分	補正前の額	補正額	計																																	
1普通交付金	15,157,599	-	15,157,599																																	
2特別交付金	281,244	180	281,424																																	
1保険者努力支援分交付金	97,990	-	97,990																																	
2国特別調整交付金	73,139	180	73,319																																	
3県2号繰入金	40,934	-	40,934																																	
4特定健康診査等負担金	69,181	-	69,181																																	
合計	15,438,843	180	15,439,023																																	

議案第77号 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P18 ~ P19

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	説 明																																																
6繰入金 1一般会計繰入金 1一般会計繰入金	2,040,297	△ 68,553	1,971,744	・ 国民健康保険事業費特別会計繰出金（一般会計）の減額に伴う減額 <table><thead><tr><th>区分</th><th>補正前の額</th><th>補正額</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)</td><td>706,980</td><td>2,855</td><td>709,835</td></tr><tr><td>2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)</td><td>420,244</td><td>△ 21,093</td><td>399,151</td></tr><tr><td>3未就学児均等割保険税繰入金</td><td>7,948</td><td>253</td><td>8,201</td></tr><tr><td>4職員給与費等繰入金</td><td>386,546</td><td>-</td><td>386,546</td></tr><tr><td>5産前産後保険税繰入金</td><td>2,702</td><td>116</td><td>2,818</td></tr><tr><td>6出産育児一時金繰入金</td><td>35,000</td><td>-</td><td>35,000</td></tr><tr><td>7財政安定化支援事業繰入金</td><td>242,220</td><td>△ 50,684</td><td>191,536</td></tr><tr><td>8その他一般会計繰入金</td><td>238,657</td><td>-</td><td>238,657</td></tr><tr><td>・ 子ども医療費等繰入金</td><td>75,000</td><td>-</td><td>75,000</td></tr><tr><td>・ 国庫支出金等影響額補填繰入金</td><td>163,657</td><td>-</td><td>163,657</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,040,297</td><td>△ 68,553</td><td>1,971,744</td></tr></tbody></table>	区分	補正前の額	補正額	計	1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	706,980	2,855	709,835	2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	420,244	△ 21,093	399,151	3未就学児均等割保険税繰入金	7,948	253	8,201	4職員給与費等繰入金	386,546	-	386,546	5産前産後保険税繰入金	2,702	116	2,818	6出産育児一時金繰入金	35,000	-	35,000	7財政安定化支援事業繰入金	242,220	△ 50,684	191,536	8その他一般会計繰入金	238,657	-	238,657	・ 子ども医療費等繰入金	75,000	-	75,000	・ 国庫支出金等影響額補填繰入金	163,657	-	163,657	合計	2,040,297	△ 68,553	1,971,744
区分	補正前の額	補正額	計																																																	
1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	706,980	2,855	709,835																																																	
2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	420,244	△ 21,093	399,151																																																	
3未就学児均等割保険税繰入金	7,948	253	8,201																																																	
4職員給与費等繰入金	386,546	-	386,546																																																	
5産前産後保険税繰入金	2,702	116	2,818																																																	
6出産育児一時金繰入金	35,000	-	35,000																																																	
7財政安定化支援事業繰入金	242,220	△ 50,684	191,536																																																	
8その他一般会計繰入金	238,657	-	238,657																																																	
・ 子ども医療費等繰入金	75,000	-	75,000																																																	
・ 国庫支出金等影響額補填繰入金	163,657	-	163,657																																																	
合計	2,040,297	△ 68,553	1,971,744																																																	
※補正前の額及び計には財務部納税課分（55,184）含む																																																				
7繰越金 1繰越金 1繰越金	1	337,277	337,278	◇前年度繰越金 337,277千円 財源に不足が生じるため、前年度繰越金を追加するもの。																																																

議案第77号 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

<歳 出> 補正予算説明書 P20

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
1総務費 2徴税費 2賦課徴収費	133,752	38,641	172,393	国 32,861 県 180	-	-	5,600	◇医療給付費分 3,560千円 ◇後期高齢者支援金等分 5,063千円 ◇介護納付金分 △10,897千円 納付金額の確定に伴い過不足分を追加又は減額するもの。
3国民健康保険 事業費納付金 1医療給付費分 1医療給付費分	5,851,098	△ 2,274	5,848,824	-	-	-	△ 2,274	
2後期高齢者 支援金等分 1後期高齢者 支援金等分	1,358,346	5,063	1,363,409	-	-	-	5,063	
3介護納付金分 1介護納付金分	469,377	△ 10,897	458,480	-	-	-	△ 10,897	

議案 79号 令和6年度 福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算 (第1号) 【国保年金課】

<歳 出> 補正予算説明書 P30

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
1総務費 1総務管理費 1一般管理費	86,532	7,543	94,075	-	-	7,543	-	◇一般管理費 ○事務費 7,543千円 【補正の内容等】 マイナンバーカードと保険証の一体化にあたり、加入者情報を通知するための追加費用
				〈歳入内訳〉（補正予算説明書P29） 5款 諸収入 4項 雑入 1目 雑入 1節 雑入 ・雑入 7,543				